

令和5年3月伊那市議会定例会 請願・陳情文書表

令和5年2月17日

番 号	件 名	付託委員会	紹 介 議 員
13-1	「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書（陳情）	経済建設委員会	

(件名)「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書 (陳情)

【陳情の趣旨】

第8波におよぶ新型コロナウイルス感染拡大と気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰が、住民の生活を圧迫し、特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。

また、価格転嫁が出来ずに苦しむ中小零細企業の経営にも打撃を与えています。

2008年のリーマンショックの時、世界各国は賃金引上げを含む内需拡大で、経営危機を克服して来ました。

しかし、日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大を進めました。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。

物価高騰から労働者の暮らしを守り、コロナ禍を克服し、日本経済の回復を進めるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。

そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっています。

現行法では、最低賃金決定の3要素である、その地域の労働者の「生計費」と「賃金」、「通常事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。

地域別である限り、最低賃金が低い地域では、その現状の支払い能力や経済状況、冷え込んだ指標をもとに最低賃金が決められ、低いままとなります。

また、最低賃金の高い地域は、低い地域を考慮し決められています。

このように、地域別制度は、最低賃金額が低い地域は常に低いままとなり、引上げを妨げる構造的な欠陥があります。

人口の一極集中や若者の都市部への流出や労働力の流出を止めることも出来ません。

最低賃金が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっています。

最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている決定的な原因になっています。

労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースです。

このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することは出来ません。

地域別最低賃金の国は、カナダ、中国、インドネシア、日本の四か国 (全体の3% 2013年) のみです。

米国は、州ごとにも最低賃金が決められていますが、連邦賃金は全国一律制です。⁽¹⁾日本も批准するILO最低賃金決定制度勧告（第30号 1928年）が「同価値労働に対する男女の同一報酬の原則」と「労働者が妥当な生活水準を維持しえるように考慮する」ことを規定しているのは当然のことです。

15年で2倍に広がった最低賃金の地域間格差は、あまりにも大きく、実現には様々なハードルが有るのも事実です。

しかし、私たちの最低生活費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。

政府として、相応の財政捻出する決断も含め、最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきと考えます。

全国一律制にするとともに、最低賃金を引き上げるためには、国による抜本的な中小・零細企業、農林水産業支援の強化が必要です。

政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められます。

また、下請け企業への単価削減・賃下げが押し付けられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。

労働者・国民の生活を底上げし、購買力を上げる事で、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

労働基準法は第1条で、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条3項は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことが出来るよう」にしています。

下記の事項の早期実現を求め、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう陳情します。

記

1. 政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
2. 政府は、最低賃金の引き上げが出来、経営が継続出来るように、中小企業、農林水産業への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生命と暮らしを守ること。

以上